

(資料7)

船橋市リハビリセンター予約システム保守業務

1. 目的

船橋市リハビリセンター予約システムを、常に最良の状態を保ち、当該システムの運用に支障が無いようにすることにより、利用者の利便性の確保を図る事を目的とする。

2. 設置場所及び対象機器

①設置場所 船橋市ケア・リハビリセンター 地下1階 受付
1階 スタッフルーム

②対象機器

機器	数量
デスクトップパソコン	2
タッチパネルモニター	2
サーバ	1
バーコードリーダー	3
レシートプリンター	2
無停電電源装置	1
バックアップ装置	1
予約システム	1
L A N	1

3. 保守内容

- ①5年間のオンサイト保守を行うこと。
- ②障害時に電話、メール、F A Xにて対応できる、一本化された保守窓口を設けること。
- ③O Sやソフトウェア等に障害が発生した場合は、リカバリディスク等により復元したうえ、インストールされていたソフトウェア等、最新の設定を反映し使用可能な状態にすること。
- ④機器に異常が発生した場合、発注者からの障害連絡後保守要員を派遣し、発注者の指示に従いその回復を行うものとする。なお、発注者からの連絡が、午前の場合は当日中に、午後の場合は翌日の午前中までに保守要員が到着できること。
- ⑤保守対象は、納品されているすべての装置とする。保守費用の中に部品代・出張修理代を含んでいること。
- ⑥ハードディスクの交換時は、次のいずれかの方法をとること。
 - i オンサイトでデータの暗号化をすること、もしくは物理的に破壊すること、または、発注者が電磁的に消去することを許可すること。
 - ii オンサイトでハードディスクにロックを実施し、工場にてデータ消去または物理的

(資料7)

破壊をすること。

⑦下記に相当する軽微な改修については、保守の範囲内で対応すること。

- ・利用者の利用頻度の上限変更時にかかる対応
- ・軽微な画面レイアウトの変更
- ・軽微な文字修正

なお、軽微の範囲と上記以外の軽微な改修については、協議の上、決定する。

4. 保守対象外

- (1) 故意又は重大なる過失による人為的故障。
- (2) 発注者以外の者による改造等に起因する故障。
- (3) 天変地異等双方の責に帰すことができない故障。

5. 費用の負担区分

保守業務及び故障修理等に要する作業費用は、受注者の負担とする。

6. 報告書

点検・修理完了後には、速やかに報告書を提出し、発注者の承諾を受けること。

7. 疑義

本仕様書に明記のない事項又は内容に疑義があるときは、双方協議の上、解決する。

8. その他

本仕様書は、当該業務の大要を示すもので、明記の無い事項においても法令並びにその性質上関連するものについては、誠意をもって処置する。